



## 後期高齢者医療保険 ホッとするネ

後期高齢者医療制度に加入している75歳以上、または一定の障がいがある65歳以上のかたに、後期高齢者医療保険料額決定通知書と納入通知書を7月11日(金)にお送りします。

年額保険料は、所得割額と均等割額の合算となり、100円未満切り捨てで上限額が57万円です。

\* 所得割額=加入者の所得に応じた分。

計算式→(所得-33万円)×8.07%

\* 均等割額=加入者に等しく負担していただく分。一律39,710円

**問** 後期高齢医療課☎(866)2513

### 平成26年度保険料の軽減

**■ 所得割額の軽減** 被保険者の総所得額(平成25年中の所得-基礎控除額33万円)などが58万円以下の場合→**5割減**

### ■ 均等割額の軽減

世帯(被保険者および世帯主)の総所得額など	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者それぞれの年金収入が80万円以下(年金以外の収入がある場合はその所得が0円)	9割	3,971円
33万円以下	8.5割	5,956円
33万円+(24.5万円×被保険者数)以下	5割	19,855円
33万円+(45万円×被保険者数)以下	2割	31,768円

**■ 後期高齢者医療に加入する前日まで、健康保険の被扶養者であったかた(国保・国保組合の加入者は除く)の軽減**

→所得割額0円、均等割額3,971円

保険料納付を、年金引き落としから、口座振替に変更するかたは、被保険者本人の印鑑、振替口座の預金通帳(届け印も)、保険料額決定通知書(納入通知書)を持って、次の窓口(平日)で手続きをしてください。

後期高齢医療課(市役所議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和・南部の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

65歳以上75歳未満で次の障がいがあるかたは、後期高齢者医療制度に任意で加入できます。

- ▶ 身体障害者手帳1～3級および4級の一部
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳1～2級
- ▶ 療育手帳A ▶ 障害年金証書1～2級

# 胸部検診車の巡回日程

保健予防課☎(883)1176

\*「牛島市営住宅第一集会所前」「仁井田中央会館」「南部市民サービスセンター」「西部市民サービスセンター前」では、胃がん検診も実施します。

地区	巡回日	会場	受付時間
牛島	9月1日(月)	南部公民館前	9:00~11:00
	9月29日(月)	牛島市営住宅第一集会所前★	8:00~8:45
	10月3日(金)	秋田銀行牛島支店駐車場(東一丁目)	9:00~9:30
大住	9月29日(月)	大住地区コミセン前 大住町内会館前(二丁目)	9:15~9:55 10:15~10:45
	仁井田	9月18日(木)	鈴木酒店前(横山) 金田整骨院駐車場(新田二丁目)
9月25日(木)		マルダイおのぼ店駐車場(本町五丁目)	9:00~10:40
10月3日(金)		仁井田中央会館(本町四丁目)★	7:00~8:45
四ツ小屋	10月6日(月)	上野公民館前 四ツ小屋下丁公民館前(城下当場)	10:30~11:00 11:20~11:50
	10月10日(金)	末戸松本公民館前 小阿地公民館前	11:00~11:30 13:00~13:30
御所野	10月10日(金)	イオンモール秋田セントラルコート北入口横	9:00~10:30
	御野場	9月25日(木)	古川沿い調整池近く石川雅樹さん宅前(新町五丁目)
10月3日(金)		御野場南町内会館横(六丁目)	10:00~11:00
10月6日(月)		南部市民サービスセンター★ 御野場東町内会館前(四丁目)	7:00~8:45 9:10~10:10
勝平	10月10日(金)	御野場第五児童遊園地東側路上(新町二丁目)	14:00~14:30
	10月7日(火)	割山自動車学校駐車場(新屋割山町)	9:00~9:30
		英明工務店駐車場(新屋船場町)	9:50~10:30
	10月8日(水)	エンジェルハウスかつひら前(新屋松美ヶ丘北町)	9:00~9:30
		南浜地域活動支援センター前(新屋南浜町)	9:50~10:20
		旧横田商店横(新屋勝平町)	10:40~11:20
コン理容室向かい佐々木道蔵さん宅前(新屋船場町)		13:00~13:40	
豊町町民会館前(新屋豊町)	14:00~14:30		
新屋	9月25日(木)	西部体育館前 栄月寿司(元町)	13:00~14:00 14:20~14:50
	10月2日(木)	西部市民サービスセンター前★	7:00~8:50
	10月3日(金)	十條団地町内会館前(大川町)	13:00~13:30
	10月7日(火)	日新保育園駐車場(関町後) 県営新屋改良住宅集会所前(栗田町)	10:50~11:20 13:00~13:40
	10月9日(木)	デイリーヤマザキ新屋田尻沢店駐車場 大山牛乳店前(高美町) 森川内科・呼吸器科クリニック駐車場(表町) 軽費老人ホームだいせん前(大川町)	9:00~9:40 10:00~10:40 13:00~13:30 13:50~14:20
浜田	10月2日(木)	福田商店駐車場(元中村) 相原繁さん宅前(滝ノ下137) 浜田地区コミセン前	9:20~9:50 10:10~10:40 11:10~11:40
	10月3日(金)	塚田弥五郎さん近く公園前(家後)	9:15~9:55
下浜	9月1日(月)	八田公民館前 羽川公民館前	13:00~13:30 13:50~14:20
	10月3日(金)	長浜公民館前	11:00~11:30

● 駐車場が狭い会場への車での来場はできるだけ遠慮ください。

# お忘れなく!



## 臨時福祉給付金の申請は9月30日(火)まで

市では、消費税率の引き上げに伴い、低所得者の負担を緩和するために支給する臨時福祉給付金の申請を受け付けています。

支給額は1人につき1万円。対象と思われるかた(平成26年度の市民税(均等割)非課税世帯)には、6月中旬に申請書類を送付しています。申請期限は9月30日(火)です。忘れずに手続きしてください。

申請書類が届いていないかたで、今年1月1日に秋田市に住民登録があり、市民税(均等割)が課税されていないかたは、下記コールセンターにお電話いただくか、福祉総務課窓口(市福祉棟2階)で申請書類をお受け取りください。

\*ご自身を扶養しているかたが課税されている場合や、生活保護受給者は支給の対象となりません。

\*給付金対象者に該当するかどうかは、申請書類の審査により決定されます。電話でお問い合わせいただいても判断できませんのでご了承ください。

問い合わせ(平日の9:00~17:00)

専用コールセンター(通話無料)  
☎0120-74-9292

受け付けは9月30日(火)まで

## 児童手当現況届の提出を

児童手当現況届の提出期限は6月末でした。まだ提出していないかたは、至急、下記の窓口へご提出ください。

受給者には、6月上旬に薄緑色の届出用紙を送付しています。提出がないと6月分以降の手当を受給することができません。

子ども総務課☎(866)2072

提出窓口(平日)


子ども総務課(市本庁舎3階)、北部・西部・河辺・雄和・南部の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

## 医療費の自己負担分を助成します



下表に該当するかたは、申請すると福祉医療費受給者証が交付され、診療の際、健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分(1~3割)が助成されます。

### ◆子どもの福祉医療制度

対象	該当要件
・乳幼児 ・小学生 	0歳・1歳…全員に入院・通院医療費を助成(所得確認あり) 2歳~6歳…入院は全員に助成、通院は所得制限あり 小学生…入院・通院ともに所得制限あり *市(区町村)民税の所得割が課税されている世帯は、0歳児を除き、自己負担分の半額をお支払いいただきますが、原則として、医療機関(入院外来はそれぞれ)ごとに月額1,000円が上限です。
・ひとり親家庭 ・父母がいない家庭 ・父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭	18歳までのお子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *所得制限があります。なお、お子さんが就職などで社会保険本人になると該当しません。

### ◆障がい児(者)の福祉医療制度

対象	該当要件
重度心身障がい児(者)	身体障害者手帳1~3級か療育手帳Aをお持ちのかた *社会保険本人は所得制限があります。
高齢身体障がい者	65歳以上で身体障害者手帳4~6級をお持ちのかた *所得制限があります。なお、社会保険本人は該当しません。

\*社会保険本人=秋田市国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度以外の健康保険の被保険者のこと。

平日8:30~17:15(駅東サービスセンターは9:00から)

申請窓口

①子どもが対象…子ども総務課(市本庁舎3階)☎(866)8846  
 ②障がい児(者)が対象…障がい福祉課(市福祉棟1階)☎(866)2093  
 ①②共通…北部・西部・河辺・雄和・南部の各市民サービスセンター、駅東サービスセンター

6月に更新申請書をお送りしました▶福祉医療費受給者証は、毎年8月1日に更新されます。受給者証の有効期間が平成26年7月31日までのかたへ、6月に更新申請書をお送りしました。申請書を期限までに提出したかたには、7月下旬に支給判定結果をお知らせします(受給対象者には新しい受給者証を同封します)。

新規申請を受け付けます▶新たに受給者証を申請する場合の申し込みは、「乳幼児・小学生」が7月7日(月)から、それ以外の対象が7月14日(月)から上記窓口で受け付けます。

\*平成25年度は所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、今年度は受給者証が交付される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

\*ひとり親家庭のかたで、「乳幼児・小学生」の福祉医療制度の受給者証(「対象区分および負担者番号」の上2桁が「74」)をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替える場合がありますので、ご相談ください。

健康保険が変わったら福祉医療の手続きも忘れずに▶加入している健康保険が変わったかたは、新しい健康保険証と印鑑を持って、上記の窓口で変更手続きをしてください。退職などによって任意継続保険を取得・喪失したかたも手続きが必要です。